

第25期第4回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和5年11月10日(金)午前10時から午前11時10分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席委員 相原和彦、井口和喜、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁  
洒井利博、櫻井 次、篠貞夫、篠田政巳、田中聖晃、  
橋本良子、宮部光夫、渡邊仁 計14名
- 4 欠席委員 荘埜晃一、保戸塚武彦 計2名
- 5 議 案 (1)相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第1～2号)  
(2)相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている  
旨の証明について (第3～13号)  
(3)相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている  
旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨  
の証明について (第14号)
- 6 報 告 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
- 7 そ の 他

尾崎賀一会長 皆様、おはようございます。これより第25期第4回練馬区農業委員会総会を開催します。よろしくお願いいたします。

事務局 ただいまの出席委員数は14名、欠席委員数は2名、欠席の届け出のあった委員は荘埜晃一委員、保戸塚武彦委員です。総会の会議は在任中の過半数の委員が出席した時に成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一会長 今回の署名人は、櫻井次委員と篠貞夫委員にお願いします。  
それでは、議案の審議に入ります。  
総会資料の2ページをお開きください。

議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。  
令和5年9月20日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 保戸塚武彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 10月18日に、保戸塚武彦委員と現地調査に行ってきました。  
サツキやミカン、ユズ等が植わっており、露地野菜はジャガイモやトウモロコシ、カボチャ等が作付けされていました。これからブルーベリーも増やす予定との話もありました。境界については全て確認ができました。サツキやミカン、ユズは個人で欲しい人がいた場合に販売し、野菜はJA、庭先での販売を行っているとのこと。

特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは承認とします。

つぎに4ページです。

議案第2号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。  
令和5年10月3日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは田中聖晃委員、お願いします。

田中聖晃委員 10月26日に、事務局と調査に行ってきました。

(1)(2)の畑は、露地栽培でラッカセイやキャベツ、ジャガイモなどが作付けされていきました。こちらの畑は近隣の方2名に手伝っていただき、販売については自家消費と手伝いの方に提供しているとのことです。

(3)から(7)の畑については、ハウスが6棟建っており、全て花が植わっていました。品種は70種類以上あるそうで、主にパンジーやビオラ、ストック等が栽培されていきました。販売先は、大田市場や砧花卉市場など市場出荷が65%で、JAの直売所が30%、庭先

での販売が5%のことでした。畑は細かく分筆されており、境界が不明瞭な部分が多かったのですが、今後、杭や棒等で表示するようお話をしました。特に問題等ないと思います。よろしく願います。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、願います。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに6ページです。

議案第3号について事務局から説明を願います。

事務局 議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年10月13日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは加藤直正委員、願います。

加藤直正委員 10月13日に、事務局1名と調査に行ってきました。

(1)の畑では、ブロッコリーやキャベツ、カリフラワー等が露地で作付けされておりました。

(2)の畑はハウスが1棟あり、トウキョウベカナをハウス内で作付けしておりました。露地では、ハクサイやキャベツ、ブロッコリーが作付けされておりました。販売は、自宅での直売とJA直売所、

仲卸会社、小学校の体験収穫等です。境界については全て確認できました。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは承認とします。

つぎに、8ページです。

議案第4号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年10月13日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは加藤直正委員、お願いします。

加藤直正委員 10月13日に、事務局1名と調査に行ってきました。

こちらの畑は、全てクリの木が植わっていました。販売は、全てを近隣に自宅で直接販売されているとのことでした。境界について、一部土に埋もれているところがありましたが、全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは承認とします。

つぎに10ページです。

議案第5号について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年10月17日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

それでは宮部光夫委員、お願いします。

宮部光夫委員

10月17日に、事務局2名と現地の調査に行ってきました。

こちらの畑は、植木と野菜の混合でした。畑は露地栽培で季節野菜を中心に作っているとのことでした。現在は、ダイコンやナス、ハクサイなど少量多品目での作付けがされていました。販売は、自家消費と近隣への配布とのことでした。境界は、全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに12ページです。

議案第6号、7号、8号は農地法上の同一世帯の案件ですので一括して審議を行います。事務局からの説明をお願いします。

事務局

議案第6号、第7号および第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年10月17日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

それでは酒井利博委員、報告をお願いします。

酒井利博委員

10月17日に、事務局1名と調査に行ってきました。

議案第6号の畑は、サツマイモ等が作付されていきました。販売は庭先販売、JA直売所、学校給食とのことです。境界については全て確認できました。気になる点はありません。

議案7号の畑は、カリフラワーやホウレンソウ、キャベツ等が作付されていきました。販売先は庭先販売、JA直売所、学校給食とのことです。境界については全て確認できました。現在ハウスを建築中です。特に問題はないと思います。

議案第8号の畑は、ブルーベリーやサトイモ、コマツナ等が露地で作付けされていきました。販売は庭先直売、JA直売所、ブルーベリーは摘み取りで販売しています。境界については全て確認できました。北側の畑に高低差があり、畑に土盛りを1メートルぐらい行ったとのことで、ちょっと危険を伴うのかなという点が気になります。

出荷に関しては3件分をまとめて卸しているそうです。

合計3件問題はないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。

議案第9号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年10月18日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 保戸塚武彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 10月18日に、保戸塚武彦委員と現地調査に行ってきました。こちらは果樹農家で、ブルーベリーとカキが植わっておりました。販売は摘み取りと、自宅前での直売をされているとのことでした。境界は全て確認ができました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは承認とします。

つぎに20ページです。

議案第10号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年10月18日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 保戸塚武彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 10月18日に、保戸塚武彦委員と事務局で現地調査に行ってきました。こちらはカキやブルーベリー、キウイの果樹と、タマネギやゴーヤ、サトイモの露地野菜が作付けされていました。果樹についてはご自宅前で直売、タマネギやサトイモ等は自家消費とのことでした。境界については確認が全て取れました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年10月23日に標記の申請が

あり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

それでは私から報告いたします。

こちらの畑は下草もなく、管理された植木畑です。モッコクやキンモクセイ、ヒバ等の樹木、その他、レモンやウメ等の果樹が何本か植わっていました。販売は造園会社の仲介で行っていましたが、近年、その量が少なくなってきたとのこと。レモンやウメに関しては、主に自家消費、近隣の欲しい方に提供しているとのこと。南側の一部分に簡易的な物置がありました。肥料や農具が入っており、特に問題ないと思います。近隣道路との境界は全て確認いたしました。西から東の方にL字型へこんでる部分は納税猶予を受けていない畑になっております。その部分の境界が一部入っていないのですが、ポール等で記されており、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

質問等ございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。

議案第12号について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第12号「相続税の納税猶予の継続に係る、引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年10月23日に標記の申請

があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 それでは櫻井 次委員、お願いします。

櫻井 次委員 10月23日に、事務局2名と調査へ行ってきました。  
こちらの畑では、露地でネギやサトイモ、ダイコン等多種にわたり作付けされています。果樹については、ギンナンやクリが植わっています。ハウスが6棟あり、2棟は今から冬の野菜苗の準備をしていました。1棟はナスやトマト、パプリカ、次の1棟は、ハウレンソウやコマツナ、カブ。その次の1棟は、カブとハウレンソウ。その次の1棟はパプリカとミニトマトが作付けされていました。その他、体験農園が109区画あります。販売はJA直売所が6割、庭先販売2割、学校給食およびレストランへ提供が2割とのこと。境界については、隣地道路については全て確認できました。一部、不明確な部分がありましたが、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一 会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。

議案第13号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第13号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年10月25日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相原和彦委員 10月25日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。  
畑はキャベツやコマツナ、ダイコン等が少量ずつ作付けされていました。畑の北側にミカン、カキが2本、レモンが1本植えられています。屋根のあるトラクター等の入っている場所がありましたが、指導があった場合には片付けていただくよう、お願いしました。境界については全て確認ができました。販売先は店舗を経営しており、お客様への販促品の形でお配りしているのと、あとは自家消費とのことです。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。議案第14号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第14号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付等を行っている

旨の証明について」です。令和5年10月24日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、渡邊仁委員お願いします。

渡邊仁委員 10月24日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。こちらの畑は貸借地なので、貸借人立会いのもとで行いました。畑は露地栽培で8月まで、タマネギやエダマメ、ダイコン等を作付けされていたとのこと。現在は綺麗に整地されておりました。また、年内をもって貸借を終了するとのことでした。販売は借地人の庭先販売とのことでした。境界については3ヶ所確認し、マンションと接する部分だけ確認できませんでした。コンクリートの擁壁で仕切られているため問題はないと思いますが、次回までに明示するようにお伝えしました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。

報告事項です。事務局から報告をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあっせんについて」です。練馬区長から農業委員会会長宛生産緑地の

あっせん情報の周知について依頼があったため、下記の通り報告する。

【土地の所在、地籍等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それではよろしくをお願いします。

1枚目の次第をお願いします。その他です。

事務局から何かありますか。

事務局 通常前月に届け出がありました農地の転用についてご報告申し上げておりますが、今回令和5年10月には農地転用のお届けがございませんでした。そのため報告案件はございません。

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 委員の皆さまから何かございますか。

(発言なし)

それでは以上で第4回総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人